

ル以上治安上ノ懸念ナカルベク汪ノ真意ニ付  
テハ我之ヲ疑ハズ誠意ヲ以テ迎ヘレバ彼モ亦  
誠意ヲ以テ應フベシト信ズル旨夫々答辯アリ  
右終テ委員長ハ質問終了ト認め大臣及説明員  
ノ退席ヲ求ム

(大臣及説明員退席)

其ヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果本案ハ此ノ儘  
可決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決ス  
仍テ鈴木審査委員長閉會ヲ宣ス

(午後三時四十分閉會)

戰時行政職權特例審査委員會

昭和十八年一月十三日(水曜日)宮中東三ノ間  
本院控室ニ於テ開會

出席者

原 議長

審査委員長

鈴木副議長

審査委員

石井顧問官

有馬顧問官  
窪田顧問官  
清水顧問官  
南(弘)顧問官  
奈良顧問官  
松井顧問官  
菅原顧問官  
松浦顧問官  
潮顧問官  
林顧問官

深井顧問官  
二上顧問官  
真野顧問官  
大島顧問官  
小幡顧問官  
竹越顧問官  
三土顧問官  
伊澤顧問官  
池田顧問官  
南(次郎)顧問官

泉二顧問官  
國務大臣

東條内閣總理大臣  
兼陸軍大臣

小泉厚生大臣

嶋田海軍大臣

寺島遞信大臣

岸 商工大臣

説明員

星野内閣書記官長

森山法制局長官

入江法制局參事官

井手法制局參事官

鈴木企畫院總裁

谷口大藏次官

堀江書記官長

諸橋書記官

高辻書記官

鹽  
密  
院

(午前十時十分開會)

鈴木審査委員長開會ヲ宣ス

東條内閣總理大臣ヨリ本案制定ノ趣旨及内容ニ付概要ノ説明アリ

窪田委員ヨリ

(一) 本案ノ第二條及第三條ニ依リ内閣總理大臣ガ他ニ屬スル職權ヲ自ラ行フ場合ノ措置ヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ權限ノ移動ハ公示ノ要アルニ由リ第二條ニ付テハ勅命ニ依リ、第三條ニ付テハ其ノ意思ニ依リ

效力ヲ發シタル結果ヲ官報彙報欄ニ掲載スル等考慮中ナル旨

(二) 法律ガ特定ノ職權ヲ特定ノ大臣ニ與ヘタル場合ニ於ケル本案ノ適用關係ヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ別案戰時行政特例法ニ依リ勅令ヲ以テ其ノ内容ヲ變へ得ルコトトシ本案ト兩々相俟テ所要ノ措置ヲ講ゼントスル旨答辯アリ

清水委員ヨリ

(一)「指示」ノ法理的意義ヲ訊シ森山法制局長官ヨリ或ル事ヲ爲シ又ハ爲サザルコトヲ要請スルモノニシテ勅令ニ基礎ヲ存スル以上關係各省大臣モ之ニ從フノ拘束ヲ受クル旨

(二)本案ノ必要アリトセバ單ニ内閣總理大臣ノ權限強化ヲ策スルガ如キ姑息ナル手段ニ依ラズ國務大臣間ニ上下ノ關係ヲ認メズ各大臣間ニ權限争ノ存スル際ハ閣議ニ於テ之ヲ決定スルモノト爲ス我國內閣

制度ノ根本ニ遡リ改正ヲ爲スヲ適當トセザリシカヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ内閣制度ノ改正ハ學界及政府部内ニ於テ研究セラレアルモ改革ノ方向及效果ニ付未ダ結論ニ達セザル狀況ニシテ現政府ニ於テハ内閣制度ノ根本的改正ノ必要ヲ認メズ本案ヲ以テ充分ナリト思料スル旨東條内閣總理大臣ヨリ大東亞戦争ニ完勝スルノ確信ハ充分ナルモ夕ダ危惧スル所ハ直接戰

闘ノ衝ニ當レル陸海軍が離反シタル場合  
及一億國民ノ足並が亂レタル場合ノ二十  
リ此ノ兩者ハ戦争ノ遂行上之ヲ最モ重大  
視スルモノニシテ第一點ハ戦争ニ直面ス  
ル者同志ノ間ナルニ由リ爾ク憂慮ノ要十  
カルベキモ殊ニ意ヲ致スベキハ後者ノ點  
ナリ内閣制度ノ改變ハ憲法ニ響ク虞アリ  
是レ一億國民ノ足並ヲ揃ヘシム所以ニ非  
ズ仍テ現制ニ於ケル打開ヲ企圖シ而モ之  
ヲ以テ目的ヲ達シ得ルト信ズル旨

(三) 天皇親政ノ見地ヨリ重要閣議ハ御前會議  
トスルヲ可トセザルカヲ問ヒ東條内閣總  
理大臣ヨリ個人的考慮トシテハ嘗テノ實  
例ニ復スルヲ相當ト思料シ少クモ御座所  
又ハ神宮奉安ノ前ニ於テ之ヲ開クヲ適當  
ト思料スル旨夫々答辯アリ

南(弘)委員ヨリ

(一) 生産擴充ノ成果意ノ如クナラザル所以ヲ  
問ヒ軍需省ヲ新設シ責任大臣ヲ設クルコ  
トニ付當局ノ所見ヲ求メ東條内閣總理大

臣ヨリ理由ハ種々存シ夫々對策ヲ講ジツ  
ツアルモ今ヤ新ナル制度ヲ必要トスルノ  
時期到達シタルモノナルガ軍需省ノ新設  
ノ如キ機構ノ改革ハ此ノ重大時期ニ際シ  
テ行政ノ混亂ヲ來シ相當期間事務ノ能率  
ヲ揚ゲ得サルベキニ由リ現在ノ機構ノ下  
ニ本案ノ措置ヲ執ラントスルモノナル旨  
（二）人的資源ヲ重要部面ニ確保スルノ見地ヨ  
リ滿洲移民ヲ停止スルノ要ナキカラ問ヒ  
東條内閣總理大臣ヨリ人員ノ問題ニ付テ

ハ相當ノ苦慮アルモ滿洲移民ハ「ソヴィエト」  
ニ對スル一戦力タルノミナラズ將來ノ我  
民族ノ移民ハ南方ニ在ラズシテ依然北方  
ニ在リト思惟スルヲ以テ之ヲ停止スルノ  
意圖ナキ旨

（三）指示權ノ根據ヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ  
國務大臣ハ其ノ職權ニ於テ差等ナキモ行  
政長官トシテハ必ズシモ然ラズ即チ本案  
ハ内閣官制第二條ノ内閣總理大臣ノ職權  
ヲ時局ニ即應セシメントスルモノナル旨

(休憩午後零時十五分—同一時十分)

菅原委員ヨリ本案第一條乃至第三條ノ關係ヲ  
問ヒ森山法制局長官ヨリ第一條ハ内閣總理大  
臣ニ指示權ヲ認メタルモ官廳間ニ職權ノ移動  
ナク第二條ハ各省大臣間第三條ハ上級下級官  
廳間又ハ下級官廳相互間ノ權限分配ニ關スル  
モノナル旨説明アリ  
潮委員ヨリ

(一) 指示ノ意義ニ付訊シ森山法制局長官ヨリ  
大正九年勅令第三百四十二號(軍需工業動

員法ノ施行ニ關スル事項ノ統轄ニ付テノ  
内閣總理大臣ノ職權ノ件)ニ所謂「指揮命令  
ハ國務大臣ト行政大臣トガ一體化シラル  
以上不可ナリトノ見地ヨリ上級下級ノ感  
ヲ與ヘザル意味ニ於テ指示ノ用語ヲ採用  
シ從テ指示ハ上下ノ關係ヨリ出ヅルモノ  
ニ非ザルモ指示ヲ受ケタル大臣ハ能フ限  
リ其ノ内容ノ實現ニ努ムベク只輔弼責任  
ヲ果シ得ズト謂フガ如キ場合指示ノ内容  
ニ從ハザルモ法令違反ノ責任ヲ生ゼザル

區  
密  
號



ノミ即チ其ノ關係ハ義務ニ非ザルモ法上  
ノ拘束タルヲ失ハザル旨

(二) 第四條ノ運用ニ付甲官廳ノ職員ヲ乙官廳  
ニ於テ執務セシムル場合當該職員ノ監督  
者ヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ身分上ハ原  
所屬廳職務上ハ新所屬廳ニ於テ之ヲ監督  
スルモノニシテ第六條ニ依リ運用ノ適切  
ヲ期スル旨夫々答辯アリ

林委員ヨリ今日ノ非常時局ニ當リ軍需行政ヲ  
強固ナラシムルニハ指示ニ對シ義務ヲ認ムル

ノ方途ヲ講ズベシトシ當局ノ所見ヲ末々東條  
内閣總理大臣ヨリ苟クモ内閣總理大臣が本案  
ニ依リ指示ノ職權ヲ得タル上ハ各省大臣ハ之  
ニ從フヲ當然トシ但ダ輔弼ノ部面ニ於テノミ  
然ラザルモ行政大臣トシテハ服從ノ義務アリ  
ト思料スル旨答辯アリ

二上委員ヨリ

(一) 第一條ノ指示ニ付内閣總理大臣ト法制局長  
官トノ間ニ解釋上ノ差異アル點ヲ指摘シ若  
シ總理ノ解釋ノ如シトセバ寧ロ指揮又ハ命令

ニ統一スベク若シ之が用語ニ疑義アリトスレ  
バ進デ「命ヲ承ケ勅ヲ奉ジテ爲スノ明文ヲ  
置キ又ハ既ニ内閣總理大臣が機務奏宣ノ職  
能ヲ存スル以上明文上ノ根據ヲ設ケズ時  
宜ニ應ジ奏上必要ナル措置ヲ講ズレバ可ナ  
ルニ非ズヤ」ヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ「指揮  
ハ本來ノ監督關係ヲ前提トシ從テ之が用語ヲ  
避ケ現在ノ内閣官制ノ建前ニ鑑ミ且現行制度上  
ノ用語ニ照シ指示ト爲シタルモノニシテ内閣總理  
大臣が勅命ヲ承ケ各省大臣ヲシテ一定ノ

事項ヲ爲サシムルニハ明文上ノ根據ヲ要  
スベク而モ必要ニ際シ一々勅命ヲ承クル  
ノ建前ハ不適當ナルニ由リ本案第一條ヲ  
以テ包轄的ニ勅命ヲ仰ギタルト同一ノ狀  
態ヲ置カントスル旨東條内閣總理大臣ハ  
法制局長官ノ説明ヲ肯定シ指示ハ各省大  
臣ヲシテ隸屬セシムルモノニ非ズ即チ總  
體的服從義務ナキモ統帥系統ニ於テ隸屬  
關係ナキモノニ對シ認メラルル指示ト同  
様其ノ指示事項ニ付テハ服從ノ要アル旨

(二) 第二條ニ付大命ノ出ヅル經過ヲ問ヒ森山  
法制局長官ヨリ大權ノ發動ナルガ故ニ憲  
法第五十五條ノ輔弼ヲ要シ之ニ付テハ理  
論上ハ總テノ國務大臣ガ之ニ當リ得ルモ  
實際上ハ内閣總理大臣獨リ之ニ當ルヲ例  
トスベク輔弼準備トシテノ閣議ハ開カル  
ル場合アリ開カレザル場合アルベキ旨  
(三) 第三條ニ付内閣總理大臣ガ一ノ行政官廳  
ノ職權ヲ自ラ行フ場合之ヲ主管スル各省  
大臣ハ總理ノ職務代行ニ付如何ナル關係

ニ立ツヤヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ第三條  
ノ措置ト共ニ第一條ノ指示ヲ爲シ以テ主管  
大臣ガ總理ノ職務代行ヲ指揮監督スルガ如キ  
コトナカラシムル旨夫々答辯アリ

眞野委員ヨリ内地ニ存スル基礎資材ノ供給状況  
ヲ訊シ鈴木企畫院總裁ヨリ因却スルガ如キコトナキ  
旨説明アリ

大島委員ヨリ本案官制第一條ト内閣官制第二條  
トノ關係ヲ問ヒ森山法制局長官ヨリ内閣官制第  
二條ニハ内閣總理大臣ガ行政各部ノ統一ヲ保持ス

ル旨規定スルモ之が手段明確ヲ缺キ本案第一  
條ハ同條ト相俟テ右ノ職能ヲ圓滿ナラシムル  
モノナル旨説明アリ

竹越委員ヨリ當面ノ措置トシテハ本案ヲ以テ  
満足スベキモ不遠機構ノ改革ヲ要スベシトシ  
其ノ際ハ官民相伴テ成果ヲ揚グル様充分配意  
スベキ旨希望ノ表明アリ

三土委員ヨリ戰時強力ナル統制ノ必要ナルハ  
萬人ノ認ムル所ナルが經濟人ヲ憂鬱ナラシム  
ルハ一ニ「イデオロギー」ノ問題ナリトシ之ニ對

スル當局ノ所見ヲ求メ東條內閣總理大臣ヨリ  
凡ソ政治ノ要諦ハ現實ニ即スルノ點ニ在リテ  
「イデオロギー」ハ之ヲ排スベキモ「イデオロギー」  
ニ出デタル官吏ノ言動ヲ爾ク苦慮スルニハ及  
バザルベキ旨答辯アリ

泉ニ委員ヨリ內閣官制第二條ニ依リ內閣總理  
大臣が行政各部統一保持ノ職能アル以上必ズ  
シモ本案ノ勅令ヲ必要トセザルベシトシ森山  
法制局長官ヨリ現行內閣官制ハ沿革的ニハ內  
閣總理大臣ノ力ハ強カラズトノ觀念ヨリ出ヅ

ルモノナルガ故ニ茲ニ之ヲ有力ナラシムルノ  
手段ヲ講ズルモノナル旨、東條内閣總理大臣ヨ  
リ今後ノ推移ヲ豫想シ制度上ノ措置ヲ講ズル  
ヲ可ナリト思料シタルニ由ル旨夫々答辯アリ  
右終テ委員長ハ質問終了ト認メ大臣及説明員  
ノ退席ヲ求ム

(大臣及説明員退席)

其ヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果本案ハ此ノ儘  
可決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決ス  
仍テ鈴木審査委員長閉會ヲ宣ス

(午後三時三十分閉會)

陪審法ノ停止ニ關スル法律案帝國議會へ提出  
ノ件外三件審査委員會

昭和十八年一月十四日(木曜日)宮中東三  
ノ間本院控室ニ於テ開會

出席者

原 議長

鈴木副議長

審査委員長

清水顧問官